

令和 8 年 3 月 2 日

令和 8 年第 1 回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I	神奈川県水防災戦略の改定案	1
II	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画 ・原子力災害対策計画）の修正	4
III	神奈川県富士山火山広域避難指針の改定	6
IV	秦野市林野火災での消火活動	7
V	令和7年度の主な防災訓練の実施状況	9
VI	災害時の支援等に関する協定の締結状況	12
VII	第12次神奈川県交通安全計画の策定	14
VIII	犯罪被害者等支援の取組状況	16
IX	東日本大震災及び能登半島地震の被災地への任期付職員の派遣	18

参考資料1 神奈川県水防災戦略改定案

参考資料2 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）修正案

参考資料3 神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）修正案

参考資料4 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）修正案

参考資料5 神奈川県富士山火山広域避難指針改定案

参考資料6 第12次神奈川県交通安全計画案

I 神奈川県水防災戦略の改定案

前回の改定から3年目となる神奈川県水防災戦略について、令和8年度からの5か年を見据えて改定する。（別添「参考資料1」参照）

1 水防災戦略改定の趣旨

本県では、令和2年2月に策定、令和5年3月に改定した水防災戦略に基づき、大規模な水害への対応力を強化するため、ハード・ソフト両面から計画的、重点的に対策を進めてきた。

その結果、令和6年8月の台風第10号では、戦略に基づいて整備してきた遊水地が効果を発揮した他、避難所の環境改善など、一定の成果が表れている。一方で、石川県能登地方で発生した大地震と集中豪雨による複合災害の教訓や、デジタル技術の高度化など環境の変化に対応するため、戦略を改定しさらなる対策強化を図る。

2 経過

令和7年12月 第3回定例会に改定素案報告

県民意見反映手続、市町村への意見照会

3 県民意見反映手続の結果

(1) 実施方法

- ・県政情報センター等県機関（計9箇所）で縦覧
- ・県ホームページに掲載

(2) 意見総数

- ・10件（県内市町村からの意見3件を含む）

(3) 意見区分とその反映状況

ア 意見区分

区 分	件数
① 全般に関する意見	2件
② 被害軽減の取組みを加速させるハード対策に関する意見	1件
③ 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策に関する意見	7件
合 計	10件

イ 反映状況

区 分	件数
A 計画に反映させたもの	2 件
B 意見の趣旨が既に現行計画に盛り込まれているもの	2 件
C 今後の取組において参考にするもの	5 件
D 計画に反映できないもの	0 件
E その他（質問など）	1 件
合 計	10 件

(4) 主な意見

- ・協定業者からの情報も積極的に収集し、迅速に応急対策が実施できるよう体制や仕組みの構築をしていただきたい。
- ・警戒レベル3高齢者等避難を厳格に実施するために、市町村への指導、助言を強化するほか、県民への啓発を強化してほしい。

4 改定素案からの変更点

県民意見反映手続や市町村意見照会の結果を反映するとともに、戦略に位置づける事業に係る今後5か年の事業費見込額を掲載した。

また、適切な避難対策につなげられるよう、水害に伴う被害の規模などを予見するための「被害想定調査」を、「避難対策の強化」に位置付けた。

5 改定案の概要・具体的な施策

(1) 対象とする災害（現行戦略から継続）

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害

(2) 目標（現行戦略から継続）

住民による適切な避難行動を促進するとともに、水害や土砂災害による被害の最小化を目指す

- ・「水害からの逃げ遅れゼロ」
- ・「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」

(3) 水防災戦略事業費

(単位：億円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
事業費	875※	848	884	881	913	4,402※ 現行戦略比(3か年比) +2,260億円(+465億円)

※各年度で億円未満切り捨てのため、各年度の合計と一致しない。

(4) 対象とする対策と主な取組内容

現行戦略から継続する2本柱のもとで施策を推進する。

ア 被害軽減の取組を加速させるハード対策

- ・遊水地の整備、ダム湖や河道における堆積土砂の撤去、農業用排水路の整備など、流域治水の観点から重点的に推進すべき事業
- ・道路の防災対策など、「いのち」を守り、被害を軽減する事業

イ 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

- ・市町村が行う避難対策・減災対策への財政支援
- ・住民による適切な避難行動につなげるための迅速・確実な情報受伝達機能の強化、
- ・防災DXの推進
- ・孤立地域対策
- ・災害時要配慮者対応の充実

6 今後の予定

令和8年3月 神奈川県水防災戦略の改定、公表

Ⅱ 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画・原子力災害対策計画）の修正

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画・原子力災害対策計画）について、近年の災害対応の教訓などに基づく新たな施策等を踏まえて、修正を行う。

1 修正の経緯

地域防災計画の修正素案について、県民意見反映手続を行うとともに、市町村及び神奈川県防災会議委員・幹事へ意見照会を行い、地域防災計画の修正案をとりまとめた（別添「参考資料 2、3、4」参照）。

2 県民意見の募集結果

(1) 意見募集期間

令和 7 年 12 月 17 日（水）から令和 8 年 1 月 15 日（木）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ

(3) 意見募集結果

73 件

(4) 意見区分とその反映状況

ア 意見区分

区 分	件 数
1 全般に関する意見	9 件
2 災害に強いまちづくりに関する意見	3 件
3 災害時応急活動事前対策の充実に関する意見	41 件
4 災害時の応急活動対策、復旧・復興対策に関する意見	20 件
合 計	73 件

イ 反映状況

区 分	件 数
A 計画に反映させるもの	1 件
B 意見の趣旨が既に現行計画に盛り込まれているもの	2 件
C 今後の取組において参考にするもの	64 件
D 計画に反映できないもの	5 件
E その他（質問など）	1 件
合 計	73 件

ウ 主な意見

- ・ 「マイ・タイムライン」の普及啓発の強化を計画に追加してはどうか。
- ・ 2000年以前に建てられた木造住宅について耐震化の支援に舵を切っていたいただいたことは大変評価に値する。この政策を続けてほしい。
- ・ 自助・共助として飲料水とトイレパックの確保については強調して備えるよう普及啓発していただきたい。

3 主な修正内容

(1) 新たな施策の反映

ア 神奈川県地震被害想定調査の見直し及び神奈川県地震防災戦略の改定

- ・ 地震被害想定調査結果を踏まえ、被害想定結果を修正（地震災害対策計画）
- ・ 神奈川県地震防災戦略の改定を踏まえ、対象期間、基本的な考え方、重点施策を修正（地震災害対策計画）

イ 神奈川県水防災戦略の改定（予定）

- ・ 神奈川県水防災戦略の対象とする対策等を修正（風水害等災害対策計画）

ウ 神奈川県富士山火山広域避難指針の改定（予定）

- ・ 降灰からの避難の考え方を修正（風水害等災害対策計画）

エ 箱根山火山避難計画の改定

- ・ 箱根山の噴火警戒レベルの改定を踏まえ、住民等の行動及び登山者・入山者等への対応を修正（風水害等災害対策計画）
- ・ 箱根山火山避難計画の改定を踏まえ、箱根山の避難対策を修正（風水害等災害対策計画）

オ その他の新たな施策

- ・ 概括的被害状況の確認等を行うため、民間ヘリコプターのチャーター機の導入を追加（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）
- ・ 県民の自助と共助の意識の向上を図るため、神奈川防災、かながわ防災パーソナルサポート、私の被害想定などを追加（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）

(2) 国のガイドライン・指針等の改定内容の反映

- ・ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民や企業の防災対応を追加（地震災害対策計画）
- ・ 原子力災害対策指針の改正を踏まえ名称等を修正（原子力災害対策計画）

4 今後のスケジュール

令和8年3月 神奈川県防災会議で決定、公表

Ⅲ 神奈川県富士山火山広域避難指針の改定

令和7年3月に内閣府が公表した「首都圏における広域降灰対策ガイドライン(以下、ガイドラインという。)」を踏まえ、「神奈川県富士山火山広域避難指針(令和5年3月作成)」を改定する。

1 改定の概要

ガイドラインで示された「具体的な広域降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項」のうち、降灰量に応じた避難や備蓄、輸送・移動手段の確保や道路啓開、火山灰の堆積場所に応じた仮置場候補地の選定や処分方法など、広域避難に必要な内容を追記する。

2 改定案

参考資料5のとおり

3 今後の予定

令和8年3月 「神奈川県富士山火山広域避難指針」を改定・公表

IV 秦野市林野火災での消火活動

令和8年1月11日（日）午前には秦野市で発生した林野火災への対応は、次のとおりである。

1 火災の概要

- (1) 出火日時 1月11日（日）10時10分頃
- (2) 覚知日時 1月11日（日）10時13分
- (3) 出火場所 秦野市堀山下1650番地
- (4) 出火原因 調査中
- (5) 被害状況 林野被害 焼損面積 約1.1ha（速報値）
人的被害 なし
建物被害 2棟全焼
- (6) 鎮圧日時 1月13日（火）12時40分
- (7) 鎮火日時 1月15日（木）10時54分

2 経過

(1) 1月11日（日曜日）

- ・10時13分 林野火災覚知
- ・10時45分 秦野市から県へヘリコプターの応援依頼要請
出動部隊 横浜市消防局消防航空隊（ヘリコプター1機）
川崎市消防局警防部航空隊（ヘリコプター1機）
- ・11時50分 県知事から消防庁長官へ広域航空消防応援要請
出動部隊 東京消防庁装備部航空隊（ヘリコプター1機）
- ・12時14分 県知事から陸上自衛隊第1師団長へ災害派遣要請
出動部隊 第一ヘリコプター団（1機）
東部方面航空隊（1機）
第12旅団第12ヘリコプター隊（ヘリコプター1機）
- ・15時25分 チャーターヘリコプターによる上空からの被害状況確認
搭乗者 くらし安全防災局長及び防災監

(2) 1月12日（月曜日）

- ・6時30分 消火活動開始
地上からの消火
消防及び自衛隊ヘリコプターによる空中消火

(3) 1月13日（火曜日）

- ・ 7時00分 消火活動開始
地上からの消火
消防ヘリコプターによる熱源感知
- ・ 12時40分 秦野市から鎮圧宣言
- ・ 14時00分 広域航空消防応援及び自衛隊災害派遣の撤収要請

(4) 1月14日（水曜日）

- ・ 鎮火に向けて、地上から残火処理及び熱源感知

(5) 1月15日（木曜日）

- ・ 10時54分 秦野市から鎮火宣言

3 ヘリコプターによる空中消火の状況

合計 27回 51,500リットル散水

- | | | |
|------------|--------|--------------|
| (1) 自衛隊 | 延べ 7回 | 35,000リットル散水 |
| (2) 横浜市消防局 | 延べ 3回 | 1,500リットル散水 |
| (3) 川崎市消防局 | 延べ 5回 | 2,000リットル散水 |
| (4) 東京消防庁 | 延べ 12回 | 13,000リットル散水 |

4 県内各消防本部のおもな活動

(1) 秦野市消防本部

地上からの消火、ドローンによる偵察及び県庁へのリエゾン派遣

(2) 横浜市消防局

熱源感知、空中消火及び県庁へのリエゾン派遣

(3) 川崎市消防局

空中消火、空中消火のための後方支援及び県庁へのリエゾン派遣

(4) 厚木市消防本部

空中消火のための後方支援

5 その他の県の活動

○ 1月11日（日曜日）から13日（火曜日）

- ・ 県庁統制部室における航空機運用調整
- ・ 県庁統制部室及びオンラインでの関係機関との消防活動計画調整
- ・ 総合防災センターの水槽等備蓄資機材及びヘリ臨時着陸場提供

V 令和7年度の主な防災訓練の実施状況

令和7年度の防災訓練について、令和7年第3回定例会で報告したもののほか、主な実施状況は次のとおりである。

1 箱根大涌谷避難誘導訓練

昨年3月に改定した「箱根山（大涌谷）火山避難計画」で新たに設定した想定火口域からの噴火を想定した避難訓練を実施した。

(1) 実施日

令和7年11月20日（木）

(2) 場所

大涌谷園地周辺（箱根町）

(3) 訓練内容

- ・ 立ち入り規制箇所、職員配置箇所等の確認
- ・ 観光客等の徒歩による避難誘導ルートの確認
（大涌谷園地内～姥子駅）

(4) 参加機関等

ア 参加機関

10機関（県、箱根町、箱根町消防本部、環境省富士箱根伊豆国立公園事務所、（公財）神奈川県公園協会、箱根温泉供（株）、伊豆箱根バス（株）、奥箱根観光（株）、（一財）箱根町観光協会、（株）小田急箱根）

イ 参加人数

29人

2 九都県市合同防災訓練・図上訓練

大規模地震発生時における、関係機関相互の連携や応急対策活動の対応力強化等を図るため、合同図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和8年1月14日（水）

(2) 場所

神奈川県庁、県内政令市庁舎ほか

(3) 主な訓練の内容

- ・ 部隊運用調整
- ・ 帰宅困難者対策支援
- ・ 資源配分調整

(4) 参加機関等（県訓練）

ア 参加機関

19機関（県、内閣府、東京都、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、神奈川県警察、陸上自衛隊、海上自衛隊、海上保安庁、在日米陸海空軍、日本郵政、神奈川県生活協同組合連合会）

イ 参加人数

147人

3 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練

弾道ミサイル情報が伝達された際における、避難住民のとりべき対応や行動の普及・啓発を図るための訓練を実施した。

(1) 実施日

令和8年2月8日（日）

(2) 場所

中井町井ノ口公民館

(3) 訓練内容

- ・ Jアラート情報の伝達訓練
- ・ 住民の避難・誘導訓練

(4) 参加機関等

ア 参加機関

6機関（県、内閣官房、消防庁、中井町、松田警察署、中井町自衛隊協力会）

イ 参加人数

39人

4 かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応困難な局地災害の発生を想定し、県及び県内全消防本部が一丸となって被災地の消防本部を応援する訓練を実施した。

(1) 実施日

令和8年1月29日（木）及び1月30日（金）

(2) 場所

神奈川県庁、県消防学校、市町消防本部

(3) 主な訓練の内容

ア 情報受伝達訓練（1月29日実施）

イ 実動訓練（1月30日実施）

- ・ 県消防応援隊の活動拠点への出動
- ・ 土砂埋没車両及び家屋からの救出、救助
- ・ 冠水したアンダーパス及び浸水家屋からの救出、救助

(4) 参加機関等

ア 参加機関

24機関（県、県内23消防本部）

イ 参加人数

234人

VI 災害時の支援等に関する協定の締結状況

大規模な災害が発生した場合に、県や市町村等が災害対応を行う上で、民間団体や企業が持つ資源や技術、ノウハウの活用が欠かせないため、本県では、災害対策基本法に基づき、各種団体や企業等と災害時における防災協定を締結し、地域防災力の向上を図っている。

1 締結状況（令和7年11月1日現在）

延べ1,539団体と742の協定を締結している。

2 令和7年度に締結した主な防災協定の締結団体等

令和8年3月1日現在

協定名	団体等名	締結日	主な内容
災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定	ぴあ株式会社	R7.7.10	災害時に国等から本県に提供される緊急支援物資の受け入れ、保管、被災市町村への搬出等を行うための拠点を提供
災害時等における施設利用の協力に関する協定	神奈川県冷蔵倉庫協会	R7.7.10	災害時に支援物資等の一時集積拠点や応援部隊・職員の活動拠点として、開設可能な倉庫内スペース、外構部分等の施設を提供
災害時における災害救助犬の出動に関する協定	(特非)神奈川救助犬ネットワーク	R7.7.10	災害時に被災者の捜索活動を行うための災害救助犬を出動させ、被災者の捜索活動を実施
災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定	WOTA株式会社	R7.8.15	災害時に避難所等における衛生環境および生活用水の確保を図るため、都道府県間での生活用水資機材の相互支援を行う体制を構築
災害時における住家被害認定調査等に関する協定	(一社)神奈川県不動産鑑定士協会	R7.11.26	災害時等に家屋に被害が生じた被災地に、住家被害認定調査を担う会員を派遣し、住家被害認定調査を実施

協定名	団体等名	締結日	主な内容
災害時等における資機材の調達に関する協定	トラスコ中山株式会社	R7. 12. 25	災害時にトラスコ中山株式会社の物流センターにおける多種多様な在庫を活用し、必要な生活物資や防災資機材を県が指定する場所へ、小売業者を通じて提供できる体制を構築
災害時における食事提供の実施等に関する協定	(一社)日本キッチンカー経営審議会	R8. 1. 26	災害時に避難所等における生活環境の改善を図るため、キッチンカーによる食事の提供を実施
災害時における空調設備の設置等に関する協定	神奈川県冷凍空調設備協同組合	R8. 2. 27	災害時に被災者の心身の健康維持及び生活環境の改善を図るため、可搬式空調機器や発電機の設置及び避難所における空調機器の機能回復等、空調設備の設置等に関する支援を実施
災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定	(一社)日本UAS産業振興協議会	R8. 2. 27	災害時に県の協力要請に基づき、機体の提供や操縦士の派遣を行い、調査、情報収集及び物資の運搬等、ドローンによる支援活動を実施

3 今後の対応

災害発生時に迅速な対応ができるよう、様々な主体との防災協定の締結を進め、訓練等を通じて連携の強化を図る。

Ⅶ 第12次神奈川県交通安全計画の策定

現行の第11次神奈川県交通安全計画は、令和7年度で計画期間が終了することから、令和8年度から令和12年度までの第12次神奈川県交通安全計画を策定する。（別添「参考資料6」を参照）

1 計画策定の経過

令和7年11月：国の「交通安全基本計画（中間案）」に基づき、有識者で構成する「かながわの交通安全を考える懇話会」で意見聴取

令和7年12月：第3回定例会の常任委員会報告後に開催された「交通安全対策会議幹事会」において骨子案を決定

令和8年1月～2月：県民意見募集の実施

令和8年3月：県民意見募集の結果を踏まえ、最終計画案を策定

2 交通安全計画における目標の設定

「交通事故のない社会」の実現に向け、そこに至るまでの中期的な目標として、令和12年までに年間の24時間死者数を100人以下とすることを検討している。

3 県民意見募集の実施結果

(1) 意見募集期間 令和8年1月19日（月）～2月17日（火）まで

(2) 意見提出方法 電子メール、郵送、ファクシミリ

(3) 意見募集結果 8件

(4) 意見概要

ア 今後の道路交通安全対策を考える視点に関する意見 6件

- ・電動キックボードの交通ルールの周知
- ・自転車の交通安全教育
- ・道路標識に関する交通安全教育
- ・ドライブレコーダーの普及
- ・高齢者の交通安全教育
- ・高齢者に対する交通安全普及啓発

イ 道路交通安全に関する意見 2件

- ・道路整備関係（2件）

(5) 意見への対応（予定）

ア 計画に反映させたもの 1件

イ	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	7 件
ウ	今後の取組において参考にするもの	0 件
エ	計画に反映できないもの	0 件

4 今後のスケジュール

令和 8 年 4 月 神奈川県交通安全対策会議で審議、決定

VIII 犯罪被害者等支援の取組状況

県では、警察で事件化された犯罪については、県、県警察、民間支援団体が一体となって運営する、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」で、また、警察に未届けの性犯罪・性暴力については、県直営の「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターかならいん」で、それぞれ被害者等への支援を行っている。

1 ト라우マインフォームドケア研修会の実施

犯罪被害にあった方やその御家族・御遺族及びこれらの方を支援する支援者が受けるトラウマ（心的外傷）について理解を深めるために、「犯罪被害者等支援におけるトラウマインフォームドケア研修会」を犯罪被害者等理解促進講座の一環として、新たに実施した。

(1) 取組状況

令和7年9月2日に、県、県警察、公益社団法人神奈川被害者支援センター、横浜地方検察庁、弁護士会、市町村の職員等を対象に研修会を開催した。

(2) 今後の対応

令和8年3月5日に2回目の研修会の開催を予定しており、来年度以降も継続して開催する。

2 被害児童生徒等に対応する教職員向けハンドブックの作成

「教育活動現場における被害児童生徒等対応支援ハンドブック」を作成・配付するとともに、県ホームページに掲載した。

(1) 取組状況

- ・作成：令和8年1月
- ・配付：県内すべての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等

(2) 今後の対応

毎年度、最新内容に更新し、ホームページに掲載する。

3 「かならいん」における民間活力の活用

(1) 取組状況

平成29年8月の開設以来、「かならいん」における電話相談及び付添い等の支援は、県直営により実施してきたが、増加する支援にきめ細かく対応するため、令和7年度から相談者が医療機関の受診等をする際

の付添い支援の一部について、犯罪被害者等支援の専門性を有する民間支援団体に委託した。

(2) 今後の対応

支援体制を強化するため、令和8年度から、24時間365日実施している電話相談について、犯罪被害者等支援の専門性を有する民間支援団体に委託する。

4 「かならいん」における証拠採取に係る取組

性被害の届出を躊躇する被害者の心身の負担を軽減しつつ、被害の潜在化防止を図るため、証拠採取※に取り組んでいる。

※証拠採取 性犯罪・性暴力被害者が、後に届出の決意をした場合に備え、加害者由来のDNA等が含まれ、証拠となる可能性のある体液等を、あらかじめ、医療機関で被害者から採取し、保管しておく仕組み。

(1) 取組状況

- ・ 令和4年10月に湘南鎌倉総合病院（鎌倉市）で、令和7年2月にけいゆう病院（横浜市西区）で、証拠採取を開始している。
- ・ さらに、令和8年2月には、横須賀市立総合医療センター（横須賀市）で証拠採取を開始した。

(2) 今後の対応

- ・ 被害者により身近な場所でも対応できるよう、他の医療機関にも働きかけを行い、引き続き証拠採取に取り組む医療機関の拡大を図る。

IX 東日本大震災及び能登半島地震の被災地への任期付職員の派遣

本県では、東日本大震災の被災地の一刻も早い復旧・復興を支援するため、被災地のニーズ等を踏まえ、全国で最大規模の任期付職員を派遣している。

また、令和6年から能登半島地震の被災地へも任期付職員を派遣している。

1 派遣状況

事務や土木、建築等の専門的な知識や経験を有する者を、本県の任期付職員として採用し、東日本大震災の被災2県（宮城、福島）の自治体に55人、能登半島地震の被災県（石川）の自治体に14人を派遣（計69人）している。

【派遣先別・分野別任期付職員派遣者数】

（令和8年2月1日現在）

分野 派遣先	事務	土木	建築	林業		合計
宮城県内	1人		—	—	—	1人
福島県内	18人	29人	7人	—		54人
石川県内	9人	4人	—	1人		14人
合 計	28人	33人	7人	1人		69人

※ 数字は、環境農政局・県土整備局所管の派遣職員を含む

2 令和8年度の派遣

東日本大震災、能登半島地震ともに、継続要請のあった被災自治体に対し、引き続き、任期付職員を派遣することとして、現在選考手続を行っている。

3 派遣職員のフォローアップ

令和7年11月に、くらし安全防災局幹部職員等が派遣先を訪問し、派遣先及び派遣職員から、復興状況や現場の実態、本県の復興対策の参考となる取組などの聞き取りを実施した。

また、令和7年12月から令和8年1月にかけて、くらし安全防災局職員等が派遣職員と意見交換を行ったほか、随時、電話やオンラインを用いた各種相談に応じるとともに、職務上参考となる情報を共有するなど、きめ細やかな対応を実施した。